

法務省民二第3042号

平成20年11月26日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律等の整備に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令（平成19年政令第39号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）、一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成20年法務省令第49号）が、本年12月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 一般社団法人又は一般財団法人の合併による権利の移転の登記

一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と吸収合併又は新設合併をすることができることとされた（法人法第242条並びに第2条第5号及び第6号）。一般社団法人同士の合併の場合は吸収合併存続法人（吸収合併後存続する一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立法人（新設合併により設立する一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）は、~~一般社~~

団法人に限られ、一般財団法人同士の合併の場合は吸収合併存続法人又は新設合併設立法人は一般財団法人に限られることとされた（法人法第243条第1項第1号及び第2号）。また、合併をする法人が一般社団法人のみである場合又は一般財団法人のみである場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、吸収合併存続法人又は新設合併設立法人は、一般社団法人でなければならないとされた（法人法第243条第2項）。

(1) 吸収合併の場合

一般社団法人又は一般財団法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において「効力発生日」を定めなければならないこととされ（法人法第244条）、吸収合併存続法人は、効力発生日に吸収合併消滅法人（吸収合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）の権利義務を承継することとされた（法人法第245条第1項）。したがって、一般社団法人又は一般財団法人が吸収合併したことによる権利の移転の登記の申請においては、吸収合併の記載がある吸収合併存続法人の登記事項証明書（不動産登記令（平成16年政令第379号）第11条の規定により登記事項証明書の提供に代えて送信しなければならないとされている情報を含む。以下同じ。）を登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならない。

(2) 新設合併の場合

二以上の一般社団法人又は一般財団法人が新設合併をする場合には、新設合併契約の承認の経路を経て、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによってその効力を生ずることとされた（法人法第22条、第163条及び第259条）。また、新設合併契約の承認は、一般社団法人の場合は社員総会、一般財団法人の場合は評議員会の特別決議によって受けなければならないこととされた（法人法第257条）。したがって、一般社団法人又は一般財団法人が新設合併したことによる権利の移転の登記の申請においては、合併による設立の記載がある新設合併設立法人の登記事項証明書を登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならない。

2 特例社団法人又は特例財団法人の一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人への名称の変更の登記

民法法人は、法人法施行日以降、定款・寄付行為の変更等の特段の手続を経ることなく一般社団法人又は一般財団法人として存続する（以下存続後の法人をそれぞれ「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、これらを総称して「特例民法法人」という。）こととされた（整備法第40条第1項及び第41条第1項）。また、当該法人

は、特例民法法人である間は、従来どおり「社団法人」、「財団法人」等と称することとなり、名称中に「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」又は「公益財団法人」という文字を用いてはならないこととされた（整備法第42条第3項及び第4項）。

(1) 公益法人への移行

公益目的事業を行う特例民法法人は、施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、行政庁の認定（内閣総理大臣又は都道府県知事による公益認定）を受けて、それぞれ認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができることとされた（整備法第44条）。特例民法法人が公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合の不動産登記の手続は、登記名義人の名称の変更の登記を申請することとなる。この場合、登記原因は「年月日名称変更」となり、「名称変更し、移行したことにより設立」とする記載のある移行後の公益社団法人又は公益財団法人の登記事項証明書を登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならない。

(2) 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行

特例民法法人は、移行期間内に、行政庁の認可を受けて、それぞれ通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができることとされた（整備法第45条）。特例民法法人が一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の不動産登記の手続は、登記名義人の名称の変更の登記を申請することとなる。この場合、登記原因は「年月日名称変更」となり、「名称変更し、移行したことにより設立」とする記載のある移行後の一般社団法人又は一般財団法人の登記事項証明書を登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならない。

3 特例民法法人の合併による権利の移転の登記

特例民法法人は、他の特例民法法人と合併（吸収合併に限る。）をすることができることとされた（整備法第66条第1項）。特例民法法人が吸収合併をすることができるのは、他の特例民法法人だけであり、特例民法法人が一般社団法人若しくは一般財団法人又は他の法律に基づき設立された法人を吸収合併することはできず、また、新設合併をすることはできない。吸収合併をする場合には、旧主務官庁への認可申請の前に、特例社団法人にあっては社員総会の特別決議によって、評議員設置特例財団法人以外の特例財団法人にあっては定款の定め又は旧主務官庁の承認を受けた理事の定める手続によって、評議員設置特例財団法人にあっては評議員会の特別決議によってそれぞれ吸収合併契約の承認を受けなければならないこととされた（整備法第67条）。特例民法法人の合併は、合併後、旧主務官庁（当該合併後存続する特例民法法

人の当該合併後の業務の監督を行う旧主務官庁をいう。)の認可を受けなければ、その効力を生じないとされ(整備法第69条第1項)、吸収合併の効力は、登記の日に生ずるとされた(整備法第72条第1項)。したがって、特例民法法人が吸収合併したことによる権利の移転の登記の申請においては、吸収合併の記載がある吸収合併存続法人の登記事項証明書を登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならない。

4 有限責任中間法人の一般社団法人への名称の変更の登記

中間法人法(平成13年法律第49号)は整備法により廃止されるが、その廃止後も、整備法の施行の際、現に存する有限責任中間法人(以下「存続有限責任中間法人」という。)は、特段の手続を経ることなく、法人法の規定による一般社団法人として存続することとされた(整備法第1条及び第2条第1項)。存続有限責任中間法人は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までに、その名称中に一般社団法人という文字を用いる名称の変更をする定款の変更をしなければならないとされた(整備法第3条第1項)。存続有限責任中間法人が一般社団法人に名称の変更をした場合の不動産登記の手続は、登記名義人の名称の変更の登記を申請することとなる。有限責任中間法人の名称の変更の登記の場合は、他の移行の登記の場合と異なり、登記記録は閉鎖されないので、名称の変更の記載のある登記事項証明書を登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供することとなる。

5 無限責任中間法人の一般社団法人への移行の登記

整備法による中間法人の廃止後も、整備法の施行の際現に存する無限責任中間法人(以下「旧無限責任中間法人」という。)は、名称中に無限責任中間法人という文字を使用しなければならない一般社団法人(以下「特例無限責任中間法人」という。)として存続することとされた(整備法第24条第1項及び第25条第1項)。特例無限責任中間法人は、施行日から起算して1年を経過するまでの間、その名称中に一般社団法人という文字を用いる名称の変更をすることができることとされた(整備法第30条)。特例無限責任中間法人が一般社団法人へ移行した場合の不動産登記の手続は、登記名義人の名称の変更の登記を申請することとなる。この場合、登記原因は「年月日名称変更」となり、「名称変更し、移行したことにより設立」とする記載のある移行後の一般社団法人の登記事項証明書を登記原因を証する情報として申請情報と併せて提供しなければならない。

6 利益相反行為についての承認を証する情報

一般社団法人の理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき、自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとする

るとき又は一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、当該理事は、社員総会において、その承認を受けなければならないこととされ（法人法第84条）、一般財団法人の理事についても同様であるとされた（法人法第197条）。したがって、これらの場合に提供すべき第三者の承諾を証する情報は、社員総会の議事録（電磁的記録をもって作成されているものを含む。）又は社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことを証する情報となる（法人法第57条及び第58条）。

7 登記名義人の名称の変更の登記をする際の登録免許税

整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第32条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合、特例民法法人が整備法第44条の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となる場合及び特例民法法人が整備法第45条の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人となる場合並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第27条第2項第3号又は第4号に規定する場合のいずれかに該当する場合における登記名義人の名称の変更の登記については、登録免許税を課さないこととされた（同条第2項第5号）。